

平成20年度夏季手当（第2回）団体交渉

1. 日 時 2008年6月20日（金）15時38分から15時43分

2. 場 所 東京区政会館203会議室

5 3. 出席者

区長会：

水島副区長会会長（豊島区）、山田副区長会副会長（北区）、
野村副区長（港区）、神子副区長（台東区）、野田副区長（大田区）、
石神副区長（中野区）、佐藤副区長（江東区）

10 鎌形副管理者（特人厚）、
野口総務部長会副会長（新宿区）、小林人事企画部長（特人厚）、
荒牧調査課長（特人厚）、中田勤労課長（特人厚）

清掃労組：

15 西川委員長、金子副委員長、大島書記長、山崎精財政部長、瀬瀬組織部
長、野崎共闘部長、大和田賃金部長、
岡沢中執、志村中執、宮崎中執、斉藤中執、川内谷中執、渡辺中執、
佐久間中執、張替中執、山崎努中執、横須賀中執、秋元中執、篠田中執

20 〈区長会〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項につ
いて回答いたします。

25

6月の月例経済報告は、「景気回復は足踏み状態にあるが、このところ一
部に弱い動きがみられる。」と述べ、基調判断を3か月ぶりに下方修正しま
した。

30 先行きにつきましては、アメリカの景気後退懸念等から、景気の下振れ
リスクが高まっていると警戒感を示しております。

こうした中、私どもは、夏季一時金について、国及び他団体の状況、民間企業における支給状況等を考慮し、慎重に検討してまいりました。

その結果、現時点では手当を増額する状況にはないと判断いたしました。

5 したがって、今回は、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

次に、職務段階別加算に関する要求について申し上げます。

10 職務段階別加算は、職責に応じ加算することにより、職務の権限と責任に応じた処遇を実現することを目的としたものであります。

今後も、国や他団体の動向を踏まえつつ、職責に応じた加算という趣旨に則った制度のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

15 基準日現在のサービスの状況により支給対象外となる職員の範囲につきましては、国及び他団体の状況等を勘案して設定しており、現状では改正は困難であると考えております。

次に、特別給を期末手当に一本化せよとの要求について申し上げます。

20 勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給される能率給であり、期末手当とは基本的に性格の異なる手当であると認識しております。

25 期末手当、勤勉手当の支給割合につきましては、人事委員会の勧告内容を踏まえ、国及び他団体の状況等を考慮のうえ決定しているものであり、現時点において適切なものと考えております。

30 なお、勤勉手当につきましては、職員の能力や業績を、より一層給与処遇に反映させる観点から、成績率制度の見直しが必要であると考えております。

私の方からは以上です。

〈清掃労組〉

ただ今みなさんから、本年5月20日に私どもが申入れを行った「2008年夏季一時金等に関する要求書」に関わる回答が示されました。

5 要求書では、6項目の要求をさせていただきましたが、6点目を除き1点目から5点目までの回答では、私どもの組合員の切実な要求であるにもかかわらず、全く応えておらず大変不満な回答であると申し上げておきます。また、清掃業務の過酷な作業実態等についても何ら考慮されないばかりか、職場実態を無視した成績率制度の見直しに言及する等、到底承服しかねる回答内容であり憤りを禁じ得ません。

10

みなさんの主張を全面的に否定するものではありません。社会状況等の私どもを取り巻く状況については理解しているつもりです。しかし、給与等の引き下げや抑制は、物の買い控え等、一般消費を抑制することとなり結果的に社会全体の経済活動の停滞に繋がります。

15 このような状況であるがゆえに一時金の支給率等を改善し、経済活動の活性化を図るべきであると強く申し上げておきます。そのことにより企業の収益増、ひいては税の増収に繋がるものと思っています。

20 今回の回答については大変不満な内容ではありますが、受け入れることといたします。

最後に、高物価の首都圏で生活する特別区職員の生活実態や過酷な清掃業務の実態等を十分に考慮され、今後、年末一時金等の支給においては特段の配慮をされるよう強く求めておきます。

25 私からは以上です。

〈区長会〉

30 本日の回答は、職員の勤務条件に対して区民から非常に強い関心が寄せられる中で、区民の理解と納得を得られるよう慎重に検討した結果であり、ご理解をいただきたいと思います。